

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

助成額

有給休暇を取得した
対象労働者に
支払った賃金相当額



10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の
日額換算賃金額×有給休暇の日数で
算出した合計額を支給します。

各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの
(日額上限:15,000円)



対象となる事業主

①②③④の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、**労働基準法上の年次有給休暇とは別途に有給(賃金全額支給)の休暇**を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
- ② 新型コロナウイルスに感染した子
- ③ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある子
- ④ 医療的ケアが日常的に必要な子または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患を有する子

令和3年1月1日から
3月31日までの休暇に
関する申請期限は
令和3年6月30日



既に申請されていても延長された
期間分を
追加申請できます！